

災害対応の総合的な検証 = 今後の対策 = (中間報告案)

【 概 要 】

1 住民の避難について

(1) 避難行動タイムラインの普及

- ・住民による避難行動タイムラインの作成を支援し、普及を図る。
- ・避難行動タイムラインの作成にあたっては、避難が遅れた場合の次善の避難場所を定めておくものとする。(次善の避難場所は洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域の区域内であっても比較的安全な場所を選定しておくべき)
- ・避難行動タイムラインの作成支援と併せて、地域防災の担い手となり、災害時に早めの避難を呼びかける「災害時声掛け隊」を創設し、要員を養成する。

(2) 避難勧告等の見直し

- ・避難勧告等の避難情報は避難が必要とされる地域に限定して発表する。
- ・土砂崩れが発生している、河川が氾濫を始めたなど具体的に危険が差し迫っている場合には「リアルタイム情報」を発表し、避難を促す。
- ・夜間や豪雨で外出が危険な場合でも躊躇せずに避難情報を発表し、垂直避難など屋内での安全確保を呼びかける。(避難情報発令前に特別警報が発表されたときは直ちに避難指示(緊急)を発令する)
- ・中小河川に危機管理型水位計を整備するとともに、避難行動の目安となる水位を設定し、避難勧告等の判断を支援する。
- ・土砂災害の発生状況と降雨の状況を検証し、土砂災害警戒情報の発表基準を見直し、精度の向上を図る。

(3) 要配慮者の避難支援

- ・避難行動要支援者名簿を事前に支援者に情報提供することについて本人に理解を求め、同意を促す。
- ・避難確保計画の作成が義務づけられた要配慮者利用施設に対し、講習会を開催するなど計画作成を支援する。
- ・介護サービス事業者、障害者福祉サービス事業者に対し、災害時にサービス利用者に早めの避難を呼びかけるなどの協力を求める。

(4) 避難所の設置・運営

- ・避難場所開設期間が長期化する場合に備え、あらかじめ市町村と自治会の役割分担など避難所の運営ルールを定めておく。
- ・避難場所が不足する場合には、他の市町村に避難場所の提供を要請するものとする。また、浸水想定区域が広範囲に設定されている市町村については、あらかじめ他の市町村内に避難場所を確保し、広域避難計画を作成する。

2 被害の軽減及び未然防止対策について

(1) 防災・減災の基盤整備

- ・河川整備等の治水対策、砂防・急傾斜地崩壊対策事業、集落の孤立等を防止するための道路整備、流木被害を防ぐための危険木の除去、ため池の防災対策等について、大幅に計画を前倒して事業を進める。

(2) 大野ダムの洪水調節

- ・洪水調節容量を確保するため、暫定対応として事前放流目標水位を引き下げる。
(31年度に実証実験を実施)
- ・由良川整備の進捗状況に応じ、貯留開始流入量の見直しなどを進める。

(3) 農業用ため池

- ・豪雨が予想される場合には農業用ため池の管理者に事前排水操作の徹底を求めるとともに、農業に利用されていないため池は適正な管理者への移管・廃止を指導する。
- ・防災重点ため池について見直しを進め、ハザードマップを作成する。

3 職員体制の確保について

(1) 交通遮断時の対応

- ・防災関係機関（災害拠点病院を含む）においては、豪雨等により交通遮断が予見される場合、早めに参集を指示するなど職員の動員体制を確保することとし、BCPにその旨を明記する。

(2) 土木事務所の体制強化

- ・災害対応の長期化に備え、土木事務所の職員体制を強化する。

4 道路の通行規制について

(1) 緊急車両の通行

- ・府が災害対策上必要と判断した場合には、高速道路の通行規制区間における緊急車両の通行を要請する。

(2) 通行規制の解除

- ・通行規制の解除にあたっては安全が確認できた区間から順次解除する。

(3) 道路通行規制の情報提供

- ・各道路管理者は、府民が通行規制を早期に把握できるよう、様々な方法により、気象予警報や通行規制の事前情報等を府民に提供する。

5 帰宅困難者等対策について

(1) 発生時間帯別の対応

- ・災害発生時間帯に応じた帰宅困難者の対応ルールを定めておく。
- ・事業所・学校等に対し、地震の発生時間帯別に応じた通勤・通学者の対応を定め、BCP等に記載するよう求める。

(2) 一時滞在施設の確保・開設

- ・市町村は非居住者向けの避難場所として一時滞在施設を確保し、災害時の受入体制を整備する。
- ・一時滞在施設の開設を判断するため、鉄道事業者は運休や運行再開に関する情報を速やかに行政等防災関係機関と共有する。

(3) 外国人旅行者への情報提供

- ・観光連盟及び府のホームページにおいて、災害の状況、一時滞在施設の開設状況、交通機関の運行状況等を多言語でリアルタイムに情報を提供し、宿泊施設や観光案内所に周知する。

6 長期かつ広域停電の対策について

(1) 停電情報の共有

- ・関西電力と防災関係機関とのホットラインを構築し、情報共有の体制を整備する。

(2) 早期復旧対策

- ・停電の早期復旧を図るため、関西電力と道路管理者の調整会議を設ける。
- ・優先復旧・臨時供給と対象となる重要施設のリストを作成し、平常時から関西電力と情報共有する。

(3) 停電の影響緩和

- ・停電が長期化している地域に対し、行政関係機関等が所有する可搬型の非常用自家発電機を貸与する仕組みを構築しておく。

7 暴風対策について

(1) 高速道路の通行規制

- ・台風接近等により暴風が予想される場合には、高速道路において通行規制を行う。

(2) 農業被害対策

- ・パイプハウスの暴風被害を防止するため、暴風被害対策マニュアルを作成し、周知する。
- ・ハウス栽培農家に対し、農業共済制度への加入促進を徹底する。

8 罹災証明書の迅速な発行について

- ・大規模地震の場合には罹災証明書の発行要請が膨大となることが予想されることから、平常時から家屋被害認定調査や罹災証明書発行の訓練を実施する。
- ・軽微な被害については写真による判定方式を住民に周知する。

9 その他

- ・安否不明者の捜索を迅速に行うため、災害時の安否不明者について氏名等の公表を検討する。
- ・大規模災害時には、公衆無線LANのアクセスポイントの無料開放、駅・避難所への臨時アクセスポイントの設置、避難所等へのスマホの充電器の貸与について各通信事業者に要請する。